

平成13年2月7日

預金保険機構

## 理事長談話

I. あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）に対する金銭の贈与（特例資金援助）の件

II. あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）に対する損失の補てんの件

I. あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）に対する金銭の贈与（特例資金援助）の件

当機構は、あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）より、平成13年2月7日付で、金融再生法第72条に基づき、金銭の贈与（特例資金援助）の減額申込みを受け、本日、運営委員会において、次のとおり決定した。

減額後の金銭贈与額 31,414億円

減額前の金銭贈与額 31,497億円

金銭贈与額の減額 83億円

II. あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）に対する損失の補てんの件

当機構は、あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）より、平成 13年 2月7日付で、金融再生法第62条に基づき、損失補てん額の変更の申込みを受け、同日、金融庁の承認を得て、次のとおり実行することとした。

変更後の損失補てん額	951億円
変更前の損失補てん額	931億円
差額分の調整支払い額	21億円

（注）四捨五入の関係で損失補てん額の減少額が一致していない。

（参考）

特別公的管理勘定の額については、以下のとおりとなった。

予備的基準日貸借対照表	32,428億円
確定基準日貸借対照表	32,365億円
差額（あおぞら銀行から 預金保険機構への支払）	63億円

以 上